

# 令和7年度遊漁料金

魚種	券種	遊漁証の有効期間	漁具漁法	漁具漁法の規模の範囲	資格	遊漁料金	備考
一般遊漁料	紫	6月1日から翌年5月末日まで	※A		一般(鳥取県外の高校生を含む)	9,000円	鮎漁解禁全河川 6月1日(日) ゾロ解禁全河川 6月15日(日) 投網解禁全河川 7月1日(火)
			竿釣		鳥取県内に住所を有する75歳以上の者	3,500円	
			手釣		身体障がい者手帳所持者	1,700円	
			ヤス・タモ	やすは人力のみ(動力不可)、たもの網目5mm以上で網口最大口径1m以下	中学生および鳥取県内に住所を有する高校生	無料	
			徒手採捕		小学生	無料	
			投網	網目2cm以上		13,500円	
			鵜川	1人1統とし、従事者6人以上(鵜川所持者は鵜川漁時のみ投網併用可)		55,000円	
			川舟	1隻無動力船に限る	一般(鳥取県外の高校生を含む)	33,000円	
			四つ手網	1辺の長さが183cm以上		9,000円	
				1辺の長さが183cm未満		5,500円	
	日券	一日限り	※A漁法のみ	一般(鳥取県外の高校生を含む)	3,500円		
金	黄	3月1日から翌年2月末日まで	※B		一般(鳥取県外の高校生を含む)	7,000円	溪流漁解禁 3月1日(土) 溪流釣での投網は全面禁止 あゆ遊漁証で承認期間内は採捕可能
			竿釣		鳥取県内に住所を有する75歳以上の者	3,500円	
			手釣		身体障がい者手帳所持者	1,700円	
			ヤス・タモ	やすは人力のみ(動力不可)、たもの網目5mm以上で網口最大口径1m以下	中学生および鳥取県内に住所を有する高校生	無料	
			徒手採捕		小学生	無料	
	日券	一日限り	※B漁法のみ	一般(鳥取県外の高校生を含む)	3,500円		
組合員特別行使料	年券	7月1日から翌年5月末日まで	投網	網目2cm以上	組合員	4,500円	組合員名簿記載者 (川舟遊漁証購入の際は、舟にシールを貼り付けること) (鵜川遊漁証所持者が単独で投網を行う場合は別途投網遊漁証が必要)
			鵜川	1人1統とし、従事者6人以上(鵜川所持者は鵜川漁時のみ投網併用可)		27,500円	
			川舟	1隻無動力船に限る		22,000円	
			四つ手網	1辺の長さが183cm以上		4,500円	
				1辺の長さが183cm未満		2,200円	

※ 遊漁証年券(溪流魚、鮎)には顔写真必要(タテ:25~30ミリ、横:22~25ミリ)

※ 溪流遊漁証から鮎遊漁証への切替はできません。(ただし鳥取県内在住の75歳以上、身体障がい者は無料で切替可能)

1.遊漁する場所において現場発行にて納付する遊漁料金は、各種遊漁料金の倍額とする。

2.禁止期間について 魚の産卵期、成長期の間を保護するため、下記の期間は禁漁期間となっています。

あゆ	智頭・若桜地区	2月1日~5月31日まで及び9月26日~10月31日まで
	上記以外の地区	9月26日~翌年5月31日まで
こい		5月15日~6月14日まで
やまめ・いわな・あまご及び にじます		10月1日~翌年2月末日まで
さくらます	6月1日~翌年2月末日まで	さつきます 9月26日~翌年2月末日まで

### 3.漁法制限区域

友釣り専用区 (友釣り、毛針釣りのみ)	智頭町、佐治町、用瀬町、八頭町、若桜町の5カ所有り	8月31日まで
溪流ルアー・フライ釣専用区 (ルアー・フライ・テンカラ釣りのみ) ※C&R区間のため、釣った魚は再放流をお願いします。	○鳥取市用瀬町江波の中国電力安蔵川発電所安蔵川取水口から上流1,600mの同市同町江波の茅谷橋下流端までの区域 ○八頭郡若桜町諸鹿の来見野川「三条の滝」から上流の区域	3月1日~9月30日
	○八頭郡若桜町大字若桜の赤松橋下流端から下流530mまでの区域	3月1日~5月31日